

## 宮崎学園短期大学公的研究費管理・監査規程

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、宮崎学園短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

#### (定義)

第2条 この規程において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等、その他大学（学校法人宮崎学園）で経理されているすべての経費のことを総称していう。

### 第2章 学内の責任体系

#### (最高管理責任者)

第3条 最高管理責任者を置き、学長をもってある。

- 2 最高管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関して、最終的な責任と権限を有する。
- 3 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理を行うことができるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針及び具体的な不正防止対策の策定、実施結果の評価等にあたっては、理事会等において議論を主動しなければならない。

#### (統括管理責任者)

第4条 統括管理責任者を置き、副学長をもってあてる。

- 2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する責任と権限を有する。
- 3 統括管理責任者は、不正防止対策の全学的な体制を統括し、基本方針に基づき、具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 統括管理責任者は、不正防止に向けた啓発活動を定期的に行い、本学すべての構成員の意識の向上と浸透を図らなければならない。

(研究コンプライアンス推進委員会)

第5条 前条の目的を達成するために、研究コンプライアンス推進委員会を置く。この委員会に関する規程は、別に定める。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 コンプライアンス推進責任者を置き、研究者が所属する学科の長及び事務局長をもってあてる。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者を補佐し、管轄する学部・部局（以下、「各单位」という。）における公的研究費の運営・管理について、責任と権限を有する。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示のもと、次の各号を実施する。
  - (1) 管轄する各单位における不正防止対策を実施し、実施状況を確認するとともに実施状況を統括管理責任者に報告する。
  - (2) 不正防止を図るため、管轄する各单位の公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対し、機関の不正防止対策に関する方針及びルール等の教育（以下「コンプライアンス教育」という。）を実施し、受講状況を管理監督する。
    - (ア) 管轄する各单位において、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を定期的実施する。
    - (イ) 管轄する各单位において、構成員が、適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善指導する。

### 第3章 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(ルールの明確化)

第7条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行に係る必要な事項（事務処理手続き及び使用ルール等）を定め、明確かつ統一的な運用を図らなければならない。

- 2 前項で定めた事項は、適正な運営・管理のため、適宜、点検・見直しを行わなければならない。
- 3 第1項で定めた事項は、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員（公的研究費による謝金、旅費等の支給を受ける学生等を含む）に周知しなければならない。

(関係者の意識向上)

第8条 統括管理責任者は、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員の意識の向上を図るために、「宮崎学園短期大学における研究倫理教育に関する申し合わせ」に規定されるコンプライアンス教育及び啓発活動を実施し遂行するにあたって必要な方策を講じるものとする。

- 2 管理責任者は、本学全体で不正を防止する風土を形成するため、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員を対象としたコンプライアンス教育や本学すべての構成員を対象とした啓発活動等の具体的な実施計画を策定する。
- 3 前項に掲げるコンプライアンス教育の内容は効果的で実効性のあるものとなるよう努め、定期的に見直しを行わなければならない。

- 4 コンプライアンス推進責任者は、第2項の実施計画に基づき、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員を対象にコンプライアンス教育を定期的実施し、対象者の受講状況及び理解度を把握・管理する。
- 5 前項のコンプライアンス教育実施時に、対象者に対して機関の規則を遵守し不正を行わない旨の誓約書等の提出を求める。
- 6 コンプライアンス推進責任者は、第2項の実施計画に基づき、管轄するすべての構成員を対象として、不正根絶に向けた継続的な啓発活動を定期的実施する。
- 7 コンプライアンス教育及び啓発活動の実施方法・内容等については、別に定める。

(通報窓口)

第9条 公的研究費の不正使用等に関し、学内外からの通報を受け付ける窓口を置く。

- 2 通報窓口は、事務局長とする。
- 3 通報を受けた場合、事務局長は、当該通報の内容等を確認の上、最高管理責任者及び統括管理責任者に報告しなければならない。

(調査)

第10条 公的研究費の運営・管理に関わり、不正行為又はその疑いがあると疑われる場合の取扱いは、「宮崎学園短期大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」によるものとする。

(懲戒)

- 第11条 公的研究費の運営・管理に関わって、不正行為が確認された者は、宮崎学園短期大学懲戒委員会において審査し、宮崎学園短期大学就業規則により懲戒する。
- 2 本規程に定める各責任者は、それらの管理監督の責任が十分果たされず、結果的に不正を招いた場合には前項の処分の対象となる。

#### 第4章 不正防止対策

(不正防止計画推進部署)

第12条 公的研究費に関して不正行為の発生する要因を把握し、大学全体の観点から不正防止計画を策定、実施するため、不正防止計画推進部署を設置する。

- 2 不正防止計画推進部署には、コンプライアンス委員会を置く。
- 3 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者とともに大学全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む）を策定・実施し、実施状況を把握する。
- 4 前項の対策の策定・実施においては、必要に応じて内部監査結果等を反映するものとする。
- 5 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(不正防止計画の策定・実施等)

第 13 条 不正防止計画推進部署は、内部監査室と連携し、不正発生要因の把握に努めなければならない。

2 統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、不正防止計画を策定する。

3 前項の不正防止計画の策定にあたっては、不正発生要因への対策を反映することにより実効性のあるものになるように努めるとともに必要に応じて見直しを行わなければならない。

4 部局等は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力し、主体的に不正防止計画を実施しなければならない。

## 第 5 章 公的研究費の適正な運営・管理

(関係法令等の遵守)

第 14 条 公的研究費の執行にあたっては、関係法令及び当該研究費の執行基準等のほか、学内関係諸規程の定めにより公正かつ適正に取り扱わなければならない。

(適正な執行管理)

第 15 条 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費の適正な執行管理を行うために、次の各号に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 計画的な予算執行のために研究者が支出の状況を把握できる体制を整えること。

(2) 物品購入及び出張旅費並びにアルバイト雇用等は、別に定めるルールに従い適正に執行させること。

(3) 納品検収及びアルバイト雇用者の勤務実態の確認等の研究費管理体制を整えること。

(納品検収)

第 16 条 購入物品の納品検収を確実に実施するため、研究支援課及び総務課に納品検収窓口を設け、検収担当者を置かなければならない。

2 検収担当者は、納品伝票（納品書）等と現物を照合のうえ、納品伝票（納品書）等に所定の検収印を押印しなければならない。

(不正関与業者への対応)

第 17 条 公的研究費に関わって、不正な取引に関与した業者が確認された場合は、固定資産及び物品調達規程により、取引停止を行うことができる。

## 第 5 章 情報の伝達を確保する体制の確立

(事務処理手続き及び使用ルール等の周知・支援)

第 18 条 総務課は、公的研究費に関する事務全般を担当する。また、事務処理手続き及び使用ルール等を周知し、研究遂行を適切に支援する。

(情報発信)

第 19 条 本学は、相談窓口・通報窓口及び不正防止計画等について、学内外への積極的な情報発信に努めるものとする。

## 第 6 章 モニタリング及び内部・外部監査の在り方

(内部及び外部監査)

第 20 条 公的研究費の管理及び事務の取扱いについてのモニタリングは、内部監査室により、また監査は学内監査により行い、さらに外部監査は、宮崎学園監事・監査人により実施する。

- 2 内部監査の実施にあたっては、把握された不正発生要因に応じて内部監査計画を見直すとともに、専門的な知識を有する者を活用するなどして内部監査室として意見を述べるとともに、その質の向上に努めるものとする。
- 3 内部監査室は、外部監事・監査への必要な情報提供や定期的な意見交換等を行うことによって相互連携を図り、内部監査の効果が発揮できるように努めるものとする。
- 4 内部及び外部監査において、宮崎学園顧問弁護士の意見を聞くこととする。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行い、理事長に報告する。

## 附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。